

大学のすべての構成員は、修学環境、教育・研究・就労環境を良好なものにするために、一人ひとりが互いの人格的尊厳を守らなければなりません。しかし、自分自身の価値観にとらわれすぎた結果、時に、相手の心を傷つけたり、他人に不快な思いをさせたりすることもあります。

ハラスメントを起こさないためには、性別、年齢、身体的特徴はもちろん、生育環境や価値観の異なる、多様な人格を持った一人ひとりが、等しく人格的尊厳を持つ者同士として、互いの差異を認め合うことが大切です。

ハラスメントは、誰もが、加害者にも被害者にもなる、決して傍観者ではありえない身近な問題なのです。

目の前の人を大切に思い、ハラスメントを自らの問題として受け止めてください。

一人で悩まず、相談を

不快だと感じたら、一人で悩まず、信頼できる人に相談し、解決の糸口を見つけましょう。大学にはハラスメント相談窓口があります。相談者のプライバシーを厳守し、問題解決の方法などについて、相談者の意思を尊重し、慎重に対応しますので、右ページの窓口一覧から相談員にご連絡ください。



2015.3 作成

一人で悩まず、相談を

ハラスメント相談窓口

●メールアドレス●

madoguchi@kokugakuin.ac.jp

●相談員紹介窓口●

学 生 生 活 課 : 03-5466-0146
学 生 相 談 室 : 03-5466-0149
保 健 室 : 03-5466-0148
教 務 課 : 03-5466-0135
神 道 研 修 事 務 課 : 03-5466-0155
た ま プ ラ ー ザ 事 務 課 : 045-904-7700
大 学 院 事 務 課 : 03-5466-0142

STOP HARASSMENT

ハラスメントのない
キャンパスにするために



ガイドラインや規定、相談の流れ、研修等の情報をホームページに掲載していますので、ご活用ください。

ハラスメント防止の取り組み

<http://www.kokugakuin.ac.jp/guide/harassment.html>



 國學院大學

ハラスメント防止・対策委員会 ハラスメント相談委員会

ハラスメントとは

相手の意に反する発言や行動によって、精神的・身体的に不利益や損害を与えたり、個人の尊厳・人格を傷つけたりして、良好な教育・研究環境、職場環境等の維持を阻害することをいいます。

個人の尊厳・人格を傷つける社会的に許されない発言や行動は、すべてハラスメントになります。

自分が次の具体例のような行動をとっていないか、気をつけましょう。

セクシュアル・ハラスメント

性的な発言や行動によって、教育・研究・職場環境を悪化させたり、相手に不利益や不快感を与えたりすることをいいます。

〔例〕●教員や職員が、学生や部下に対して、評価に影響があることをほのめかして、交際等を求めること。

- 食事やデートにしつこく誘うこと。
- わいせつな画像を見せたり、発言したりすること。

アカデミック・ハラスメント

教育指導・研究活動において、相手の修学・研究や職務上の権利を侵害したり、個人の尊厳や人格を侵害したりする発言や行動をいいます。

〔例〕●教育指導を理由なく拒否して、教育を受ける権利を侵害すること。

- 常識的に達成不可能な課題を強要すること。また、そのことに対して、相手が不満を言ったり、課題が達成できない場合に、不当な評価・処遇をすること。
- 研究発表活動を不当に制限すること。

パワー・ハラスメント

優越的な地位などの権力を背景に、課外活動や職務関係などにおいて、相手の人格を傷つけたり、職務上の権利を侵害したりする、発言や行動をいいます。

〔例〕●課外活動において、上級生、顧問・監督・コーチ等が、常識的に達成不可能な課題を強要すること。さらに、そのことに対して、下級生や選手が不満を言ったり、課題が達成できない場合に、レギュラーメンバーから外す等の不当な評価・処遇をすること。

その他のハラスメント

個人の尊厳や人格を否定して、相手や周囲に不利益、不快感、脅威、屈辱感等を与える発言や行動は、すべてハラスメントです。

- 〔例〕●飲酒やお酌を強要すること。
- 風評(根拠のないうわさ)を流布すること。
 - 相手の個人的属性(性別、性指向、年齢、身体的状況や特性、民族、出身地、思想信条、職業等)について差別的言動をすること。
 - LINEやTwitter等に、相手の許可を得ずに写真を掲載したり、相手の氏名等を公表したりすること。

自分が不快に感じたら

- 相手に、はっきりと自分の意思を伝えましょう。
- 自分自身を責めたり、我慢することはやめましょう。
- いつ、どこで、誰から、どのようなことを言われたり、されたりののか、その場に誰がいたかなど、できるだけ詳しく記録を残しましょう。
- 信頼できる身近な人に相談しましょう。また、大学のハラスメント相談員に相談しましょう。

周りの誰かが不快に感じていると思ったら

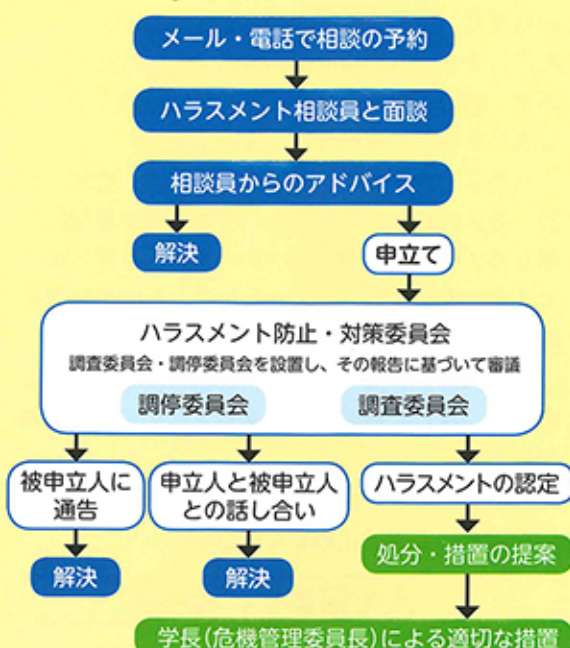
- 一緒にその問題を考えたり、ハラスメント相談員紹介窓口や相談員のところへ付き添って行ったりするなど、その人の力になるよう努めましょう。
- 状況によっては、注意をしたり、証人となったりするなど、被害を受けている人を支援しましょう。

自分がハラスメントを起こさないために

職務に対する熱意から言ったことが、自分にそのつもりがなくても相手に不快感を与えているかもしれません。また、この程度のことは許容範囲だとか、相手との人間関係は良好だなどと勝手な思い込みを抱き、相手の不快感に気づいていないのかもしれない。

相手のサインは明確とは限りません。相手に不快感を与えていないか、相手の拒否のサインを見逃してはいないかなど、常に自分の発言や行動を振り返ることが、「ハラスメントを起こさない」ために重要です。

ハラスメントの相談から解決までの流れ(概略)



通告: 防止・対策委員会を通じて、苦情があることを被申立人に通告することで解決を求めるものです。

話し合い(協議・調停): 防止・対策委員会が設置する調停委員会のもと、申立人と被申立人との話し合いによる解決を求めるものです。

ハラスメントの認定(調査と認定): 事実関係の調査と、それに基づいてハラスメントの認定によって解決を求めるものです。

一人で悩まず、
相談しよう!

